

の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第20号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第21号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第22号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第23号 長井市放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

## 産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和5年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたし

ましたことを申し添えます。

それでは、議案第12号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人文教の杜ながいを指定管理者に指定し、長井市文教の杜ながいの管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、一般財団法人置賜地域地場産業振興センターを指定管理者に指定し、長井市観光交流センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定管理について指定する側と指定される側が同じ長井市長であるが、民法の規定上の問題はないのかとの質疑がなされ、商工振興課長からは、指定管理者の指定については行政処分行為とされており、議会の議決を受けて指定することから、民法の規定には抵触しない。ただし、民法第180条に抵触するおそれがある契約行為については、副理事長名としているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 市道路線の認定について及び議案第16号 市道路線の廃止についての2件について、関連がありますので、一括して申し上げます。

議案第15号では、県営農地整備事業による市道高関3号線の終点及び市道高関南線の起点の変更に伴い、市道路線の認定を行うため、また、議案第16号では、市道高関3号線の終点の変更及び市道高関南線の起点の変更並びに市道深町線の廃止に伴う3路線について、市道路線の廃止を行うため、それぞれ提案されたものであります。

採決の結果、議案第15号及び議案第16号は、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市農村地域工業導入審議会条例を廃止する条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市農村地域工業導入審議会を廃止するため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、条例の廃止だけでなく、新たな条例の制定は必要ではないのかとの質疑がなされ、新産業団地整備課長からは、成田北工業団地を造成する際は、農村地域工業導入の促進法に基づき、審議会の設置を行った。平成29年、現行法である農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正され、現在は同法律に基づき、関係団体との協議を行うことで、審議会を設置する必要がなくなったことから、新たな条例の制定は不要との答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第13、議案第12号 指定管理者の指定についてから日程第17、議案第26号 長井市農村地域工業導入審議会条例を廃止する条例の設定についてまでの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第13、議案第12号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第12号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第15号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第16号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第26号 長井市農村地域工業導入審議会条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成

の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

## 予算特別委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

平 進介委員長。

(平 進介予算特別委員長登壇)

○平 進介予算特別委員長 おはようございます。

令和5年3月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第1号 令和5年度長井市一般会計予算をはじめ、特別会計予算6件、企業会計予算2件の令和5年度予算案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、3月15日に審査を行いました。審査に当たっては、各会計予算の概要について担当課長から説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度長井市一般会計予算の1件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 令和5年度長井市国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和5年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算、議案第4号 令和5年度長井市訪問看護事業特別会計予算、議案第5号 令和5年度長井市介護